

鹿児島県立短期大学
教員研究活動用パソコン機器等の貸貸借

入 札 説 明 書

鹿 児 島 県 立 短 期 大 学

教員研究活動用パソコン機器等の賃貸借

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量等

鹿児島県立短期大学教員研究活動用パソコン機器等の賃貸借
(内訳は別紙「要求仕様書」記載のとおり)

- (2) 借入物品の満たすべき性能、特質等

別紙「要求仕様書」記載のとおり。

- (3) 納入期限 令和8年11月30日

- (4) 借入期間 令和8年12月1日から令和13年11月30日まで

当該機器は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に基づく長期継続契約とし、借入開始日から5年間の継続借入を予定している。

なお、長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

- (5) 借入期間の終了等

借入期間（契約）が終了した場合は、借入機器等についてはすべて撤去（撤去及び費用は業者負担）するものとする。

ただし、令和13年12月以降も必要な場合は、借入を継続することができるものとし、そのときの賃借料の額その他の条件は協議して定める。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号登載）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、1（4）の期間の賃借料（5年間の総額）を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月16日（水）午前10時00分

イ 場所 鹿児島県立短期大学 大学会館 一階集会室

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

5 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送による入札は認めない。
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

7 最低制限価格 設定しない。

8 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を契約担当者に提出すること。

9 その他

鹿児島県情報公開条例に基づく、開示請求があった場合は、契約の相手方等も公開することになるので、承知のうえ入札に参加すること。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

- (1) 問合せ方法
軽微なものを除き、原則として文書（ファックスを含む。）で照会すること。
- (2) 問合せ先
鹿児島県立短期大学事務局会計課
鹿児島市下伊敷一丁目52番1号 郵便番号 890-0005
電話番号 099-220-1111（内線108：担当 安次富（アジトミ））
ファックス番号 099-803-4473
mail:kentankai@pref.kagoshima.lg.jp

入札説明書に関する注意事項

※1 入札に付する事項の(4)借入期間に関する事項

契約形態は、長期継続契約とし5年間のリース契約である。

※3 入札の方法等に関する事項

- (1) 落札者に対する賃借料は、消費税及び地方消費税を含めて月ごとに支払うこととなるので、入札金額に100分の110を乗じた金額が60の倍数で整数となること。

〔（入札金額 × 1.10）÷ 60 = 毎月の支払額〕

- (2) 入札書には必ず住所、会社名、代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

ただし、代理人による入札を行う場合は委任状を提出し、入札書には住所、会社名、代表者氏名、代理人氏名を記入し、代理人の印のみを押印すること。

※6及び7 落札者の決定方法及び最低制限価格に関する事項

最低制限価格を定めないので、誤って桁を過少に記載した場合でも、その金額を正当な金額として落札者として決定されるので、その者が契約を締結しなかった場合は、2年の間、一般競争入札の参加資格を失うこととなるほか、指名競争入札においても原則として指名されないこととなるので、金額の記載にあたっては、細心の注意を払うこと。

※8 契約書案の提出に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に入札説明書に付随の賃貸借契約書（案）を適宜補正し、記名押印した契約書2通を作成して提出すること。

また、課税事業者届1通も併せて提出すること。

なお、契約書は学内の決裁が終了後、学長印を押印して、1通を落札者に返却する。

- (2) 契約書は必ず両面印刷とし、袋とじの場合は表面及び最終面に、ホッチキス等の簡易な綴り方の場合には隣り合う各面に割り印を押印すること。